

小牧市住まいのエンディングノート協働発行业務仕様書

1 事業名

小牧市住まいのエンディングノート協働発行业務

2 事業概要

住まいの将来について整理し、及び記録するための冊子に、企業等の広告（以下「広告」という。）を加えた「小牧市住まいのエンディングノート」（以下「エンディングノート」という。）を小牧市（以下「市」という。）と民間事業者（以下「協働者」という。）が協働して発行する。

3 事業内容及び仕様

(1) 事業内容

ア エンディングノートのデザイン、レイアウト等の作成及び編集

イ エンディングノートの印刷及び製本

ウ ホームページ掲載用の電子データ作成及び提供

エ 有料広告の募集・掲載

(2) 仕様

下記に記載した内容を基本とするが、協議のうえ詳細の決定を行う。

冊子名	「小牧市住まいのエンディングノート」
発行部数	1,500 部程度／年
発行頻度	年 1 回 ※組織改正・法改正対応
規格	A 4 判（中綴じ、横書き、左開き）
紙質	カラー印刷に適したもの、かつ耐久性に適したもの
配色	全フルカラー
総ページ数	16 ページ以内（表紙・目次を除く）
主な内容 （すべて業者作成）	・ 住まいの将来について整理及び記録ができるノート。 ・ 住まいの将来を考える際や相続時に参考となる制度や手続き、相談先。 ※国土交通省、日本司法書士会連合会及び全国空き家対策推進協議会が作成したエンディングノートの内容を参考にしたものとし、より見やすい・わかりやすい

	案内を提供できるもの 【参考】 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000054.html
広告ページ	・相続、建物管理、建物解体、建物の売買又は賃貸その他の空き家対策に関するものとし、市内の事業者を優先する。 ・掲載割合は、全体の 30% 以内とする。 ・表表紙、裏表紙への広告掲載は不可とする。 ・広告は、冊子本文の視認性及び可読性に支障を生じさせないように掲載すること。
校正回数	2 回／年
納品回数	1 回／年
納品期限	第 1 回 令和 9 年 2 月 1 2 日（希望）
納品場所	小牧市役所 都市政策部 都市計画課 居住推進係
配布方法	小牧市役所窓口や市主催のイベント・セミナー等で配布する。

4 事業実施期間

協定締結日翌日から 2 年間とし、掲載内容、掲載する広告内容は年 1 回ごとに更新し、納品時期等は市と協議して定める。

5 作成経費

本事業における企画、編集、印刷、製本及び納品にかかるすべての費用は協働者が負担し、市は一切の費用を負担しない。また、協働者は、広告主の応募がない場合も、自らの責任において本事業を履行すること。

6 提出書類および提出電子データ

以下のとおりとする。なお、提出した書類の返却は行わないものとする。

- (1) 参加申込書（様式第 1） 1 部
- (2) 提案書（任意様式） 1 部

7 広告の表示並びに協働者の責務

- (1) 広告の内容は、小牧市広告掲載要綱（平成 20 年 9 月 2 日 20 小財第 541 号）（以下「要綱」という。）を遵守すること。
- (2) 広告主の募集は協働者が行い、その広告の掲載により得られる収入は協働者に帰属する。
- (3) 広告の内容は、相続、建物管理、建物解体、建物の売買又は賃貸その他の空き家対策に関するものとし、エンディングノートの特性に合わせた広告とすること。
- (4) 協働者は、掲載しようとするすべての広告内容について、事前に当該原案を市に提出し、承諾を得ること。
- (5) 広告の掲載に当たっては、広告である旨を明記するほか、掲載される広告の商品、広告主等を市が推奨していると解されるような記載はしないこと。
- (6) 協働者は、広告に関する苦情その他の問題が生じたときは、全ての責任を負い、直ちに問題の解決にあたること。
- (7) 広告の内容が、要綱及び関係法令に違反している場合並びに小牧市役所に配置する広告としてふさわしくないと市が判断し、広告内容の修正もしくは削除を市が指示した場合、無償かつ速やかにこれに従うこと。この場合において、広告主に対し損害の補償等を行う必要が生じたときは、協働者の責任と負担において対応すること。

8 責任分担及び問い合わせ等の対応

- (1) 市が提供する手続きに関する情報の責任は市が負うこととし、問い合わせ等があれば市が対応することとする。
- (2) 上記以外の情報、広告に関しては協働者が責任を負い、問い合わせ等があれば協働者が対応することとする。

9 著作権等

- (1) 本事業の実施により発生したすべての著作権（広告の部分に係る著作権を除く。）は、市に帰属するものとする。
- (2) 本事業の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、協働者の負担

で著作権処理を行うこと。

なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、協働者はその責任の一切を負うこと。

10 その他

- (1) 事業内容及びその他必要事項について疑義が生じたときは、市と速やかに協議のうえ対応を決定する。
- (2) 仕様変更が発生した場合は、別途協議する。また、本仕様書に記載のない事項については、市と協議のうえ決定する。